

# 北宋末南宋初期における曹洞宗祖師の実証的研究（一）

—大洪報恩、芙蓉道楷について—

胡 建 明

- 一 はじめに
  - 二 北宋代曹洞宗（北宋神宗朝から徽宗朝まで）の動静について
  - 三 おわりに……（以上本号）
- 一 はじめに
  - 二 北宋末南宋初期曹洞宗（北宋哲宗朝から南宋高宗朝まで）の動静について
  - 三 おわりに
- ※ 大洪山第六代目慧照慶預禪師、明州中興天童宏智正覺禪師について（以下次々号）
- 一 はじめに
  - 二 北宋末南宋初期曹洞宗（北宋徽宗朝から南宋高宗朝まで）の動静について
  - 三 おわりに

本稿は、昨年六月から着手しはじめた北宋末から南宋初期における中国曹洞宗の動向を、大洪山における祖師の動向を通じて実証的に明らかにしようとする。本号は、「北宋末南宋初期（北宋神宗朝から徽宗朝まで）における曹洞宗祖師の実証的研究」の第一部であり、とりわけ大洪山第一代目大洪報恩、第二代目芙蓉道楷禪師を対象とする。次号は、北宋末南宋初期曹洞宗（北宋哲宗朝から南宋高宗朝まで）の動向について、大洪山第四代目丹霞德淳、第七代目淨巖守遂禪師を対象とする。次々号は、北宋末南宋初期曹洞宗（北宋徽宗朝から南宋高宗朝まで）の動向について、大洪山第六代目慧照慶預禪師、明州中興天童宏智正覺禪師を対象とする。その際に実証的検討の対象とするのは、主に湖北省隨州市大洪山<sup>1</sup>の現存碑刻などの資料における記録内容の精査である。

これらの碑刻とは、現在大洪山の東塔院古址に並列してある。大きさは縦約二メートル十七センチ、横幅は約六十センチ、厚さは約二十センチの石碑であり、文物保護の為に、現在はガラス張りとなされている。

だいたい北宋末徽宗朝、欽宗朝、南宋初期高宗朝に建てられた大洪山崇寧保寿禪院における初期歴代祖師の塔銘である。その中で克明に諸祖師の事跡が記され、凡そ千五百字位の文量であり、碑額は篆書、或いは隸書、楷書で書かれており、碑文は端麗な楷書体で書かれている。大洪山の伽藍は文革で完膚無きまで破壊され、現在は急ピッチで七堂伽藍を再建している最中である。幸いに大洪山では上述した宋代の石碑以外に、なお元、明、清各時代の多くの石碑が残っている。ただこの解読、研究は今まで殆んど行われていない為、石井修道博士をはじめ、多くの研究者たちは専ら清代張仲炘の『湖北金石録』等の文献資料に頼り切り、現に筆者が原碑文と照らし合わせてみると、かなりの誤差が出ているのである。中国では現存する禪宗関係の石碑は、極めて少ないが、特に北宋時代のも

のはなお珍しいことはいうまでもない。大洪山での宋代祖師塔銘を記した石碑は、禪宗文献としての価値は勿論のことだが、書道史、とりわけ金石学に於いての価値も頗る高いといわざるを得ない。

本稿で対象とするのは北宋代の曹洞宗祖師、とりわけ大洪山第一代目報恩禪師、第二代目芙蓉道楷禪師についてであるが、それに続いて、第二部では、大洪山第四代目丹霞德淳（子淳とも）禪師、第七代目淨嚴守遂禪師について論ずる。更に第三部では、大洪山第六代目慧照慶預禪師、明州中興天童宏智正覺禪師について逐一論じていきたい。この第二、第三部については、それぞれ北宋末から南宋初期という時期の動向を示す資料としての意義を持つために、全体として大洪山における北宋末（神宗朝から欽宗朝まで）から南宋初期（高宗朝）に至るまでの曹洞宗の動静を明らかにすることができると考えられるため、それらの内容を次号、次々号で発表する。

この研究に先立ち、筆者は一昨年（一〇一三年）から三度随州大洪山を訪れ、実地踏査を行った。特に北宋から明清時代に至る、現存する碑刻を詳細に読み取り、その再現のための研鑽を行ってきた。

周知の通り、宋代禪宗史研究については、本学の石井修道博士に『宋代禪宗史の研究』（昭和六二（一九八七）年十月、大東出版社）という大著があり、宋代禪、とりわけ宏智正覺についての優れた研究成果が示されている。

とはいえ、石井博士の研究は、原碑ではなく主に現存する文献資料のみに基づいて、上述の六人の行実を研究していたため、実際にそれらの内容を原碑などと照らし合わせてみると、かなりの誤差が存在することが分かる。本稿は、原碑の解読を通じて、原碑が示さんとした内容の実態を明らかにしたいと考えるものである。

## 二 北宋代曹洞宗（北宋神宗朝から徽宗朝まで）の動静について

北宋代における禪宗の情状について、佛日契嵩（一〇〇七—一〇七二）の『伝法正宗記』巻八の末尾の記事では、

下記のように表わされている。

雲門、臨濟、法眼の三家の徒は、今に於て尤も盛んなり。瀉仰已に熄ゆ。而して曹洞は僅かに存するのみにして、綿々然として猶大旱の孤泉を引くがごとし。（『大正藏』五一・七六三下）

これをみると、唐末五代に開かれた禅の五家は、北宋代の中期に至って、瀉仰宗は既に法燈が消えてしまい、曹洞宗も僅かな勢力を保っていたが、大きな旱魃の後の孤泉の如く、ただ細々と流れるのみとある。最も栄えていたのが、五家のうち雲門、臨濟、法眼の三家であるという。契嵩は曹洞宗大陽警玄（九四三—一〇二七）より三六歳年下、投子義青（一〇三二—一〇八三）より二五歳年長で、十年前に亡くなった雲門五世に当たる禅僧である。彼が曰く「綿々然として猶大旱の孤泉を引くがごとし」という当時曹洞宗の実情は、正に、大陽警玄の死後、臨濟僧法遠に介在を依頼して、「代付」という形をとることによって、見る見る消えそうな法燈が辛うじて伝えられたことを指しているであろう。しかし、こうした孤泉のような法脈は投子義青の後、その会下の高弟芙蓉道楷、大洪報恩らの努力によって、遂に燎原の火の如くとなり、大きな発展を遂げたのである。

### 1 投子義青の（代付）嗣法について

周知の通り、中国曹洞宗の法統は、北宋代における大陽警玄（九四三—一〇二七）から投子義青（一〇三二—一〇八三）への師資相伝が、遥傳（代付とも）<sup>③</sup>という形で相続された。と言うのは、警玄が死ぬ直前まで、なかなか嗣法に適した弟子に出会えず、しかたなく自分の法（伝法の信物等）<sup>④</sup>を法侶の臨濟僧圓鑑法遠（浮山法遠とも）（九九一—一〇六七）に託し、自分の死後に、是非代わりに一箇の伶俐漢（優れる人物）<sup>⑤</sup>を見つけて法を伝

え、曹洞宗の法脈を絶えないようにして欲しいと言ひ残したことによる。後、法遠を介して、幸いにも義青という立派な後継者を得て、警玄の遺志が果たされた。このことについて、後の渡来僧宏智派の東陵永璵（一二八五—一三六五）が開祖洞山良价の画讃に下記のような贊文を記している。

宝鏡流光，名垂千古。分五位君臣，立偏正回互。空生滅影，見離微端。水晶盤走，夜行之珠。琉璃海産，珊瑚之柄。我宗一線，斷而復續。芙蓉丹霞，東谷南谷。静惠妙悟，白雲獨歩。法流海東，兒孫四布。遠孫比丘永璵焚香拜贊。<sup>(5)</sup>

この「我宗一線、斷而復続」の一句は、つまり上述した「代付」という事柄である。

引き続き、投子義青の二人の弟子大洪報恩（二〇五八—一一二二）、芙蓉道楷（二〇四三—一一二八）について、大洪山の塔銘碑文を中心として考察してみよう。

## 2 大洪報恩禪師について

投子義青が活躍した安徽省舒州の白雲山海会禪院と投子山勝因禪院に於いては、多くの弟子が輩出されているが、その中で、最も卓越しているのは大洪報恩、芙蓉道楷、鹿門自覺<sup>(6)</sup>の三人である。

以下では、安徽省舒州の地から移った湖北省随州の大洪山で、北宋代の曹洞宗教団の発展の根拠地としての繁栄に大いに貢献した二人の立役者、大洪報恩と芙蓉道楷を重点的に論じてみたい。

大洪報恩の事跡は現存する『随州大洪恩禪師塔銘』（図一）に見られる。

その文は下記の通りである。

※傍線部は、筆者による原碑との対照による元来の資料に対する訂正部分である。また、資料文中で示したのは全て原碑文での改行を意味する。以下同。

### 隨州大洪恩禪師塔銘

宋故隨州大洪山十方崇寧保壽禪院第一代住持恩禪師塔銘并序

奉議郎權發遣提舉京西南路常平等事武騎尉借緋魚袋 范域 撰〔撰〕

承議郎致仕武騎尉 韓韶 書

朝奉郎尚書金部員外郎賜緋魚袋武騎尉 韓昭 篆額

昔曹溪付法於清〔青〕原、實為嫡嗣。五傳而有洞山价、又傳曹山寂、由是曹洞如懸日月。其道尤孤高峻潔、自昔嘗難。其人至大陽、明安禪師寧其中〔宗〕絕、不輕印可。乃以衣履屬浮山圓鑒、圓〔欠字〕鑒晚得投子青禪師而後付之。世俗謂青非親授、不知聖無先後、以契為傳。其〔所〕從來、若執券相質、貫珠相承。盖有冥會〔合〕、非偶然者。投子既復振斯道、而後異人間出。大洪禪師乃其法嗣也。師諱報恩、其先衛州黎陽、劉氏、世以武進、家喜事佛。其母牛氏、初禱子、夢佛指所謂阿羅漢者、界〔聖〕之既妊、生師果有殊相、嘗遇異僧、若化身者、撫之曰、我輩人也。熙寧九年、未冠、舉方略擢第、調官北都。忽喟然歎曰、是區區者、何是以了此生。願謝簪紱、求出世法。有司以聞詔詰其故。師云、臣祖死〔王〕事、顧無以報厚恩。惟有薰修之功、庶資幽冥之助。制曰、可。師先名欽憲、神宗皇帝親灑宸翰、改賜今諱、於是就禮北都福壽寺僧智深、為祝髮。師既受具戒、遊歷諸方、謙約退靜、楞然山澤人也。聞青禪師之、道而悅之、乃往依焉。青識其法器、師一日凌晨入室、青問、天明未。師曰、明矣。云、明則卷簾。師從之、頓爾開悟、心地洞然、遂以所得白青。青聽之、留侍巾篋、頗有年數。逮青順世、又從圓通、圓照二禪師遊、二公甚器異之。

丞相韓公尹河南、延師住持高山少林寺。席未煖，紹聖二年，詔改隨州大洪山律寺為禪院。人謂大洪基構甚大而蕪廢既久，非有道德服人，不可以興起。部使者奏請師住持，已而丞相范公守隨、復左右之。師普施法雨，遠迩悅服。於是富者薦貸<sub>(貨)</sub>、貧者獻力、鬪荆秦蓬壺之場、為像設堂、皇化豺狼狐狸之區、為鐘魚梵唄。而又以其餘建戒壇、掩枯骹、更定禪儀、大新軌範。由是大洪、精舍壯觀、天下禪林矣。崇寧二年有詔，命師住東京法雲禪寺、從駙馬都尉張公請也。師志尚閑遠、安於清曠、曾不閱歲、懇還林澤。朝廷重違其請、聽以意行<sub>(欠字)</sub>。徑詣高山、旋趨大陽。屬大洪虛席、守臣念師之有德於茲山也、五年、再奏還師于舊、固辭弗<sub>(不)</sub>獲、復坐道場。凡前日之未遑暇者、咸彌綸而成就焉。師勤於誨勵、晨夕不倦、緇徒輻湊<sub>(輻)</sub>。幾三<sub>(百)</sub>人。既遐振宗風、而自持戒律嚴甚<sub>(甚嚴)</sub>。終身壞衣、略不加飾。張公雖嘗奏賜紫方袍、卒盤辟不敢當。故權貴欲以師號言者、皆無復措意矣。政和元年六月初一日示疾、七月十四日、僧問、師久演真諦、冀垂一言。師舉目示之、又問、師將生西方否<sub>(邪)</sub>。師曰、超方者委。又問、畢竟生耶<sub>(邪)</sub>、死耶<sub>(邪)</sub>。師曰、問不容髮。言迄、跌坐而逝。留三日、儀相如生、咸至瞻禮、罔不讚歎、二十五日葬于南塔。師異時欲築室退居之所也。俗壽五十四、僧臘三十二<sub>(六)</sub>。度弟子宗言等一百三十一人、嗣法出世者慶旦等一十三。有語錄三卷、集曹洞宗派錄三卷、授菩提心戒文一卷、落髮受戒儀文一卷、並傳于世。惟佛之道、未嘗有起滅興衰也。然必付之豪傑之士、然後足以發明秘奧津梁、後來苟非其人、道終不顯。若師以絕俗之姿、薄功名富貴、而不為振衣塵外、高步妙峯、使斯人知所歸向、名聞天下、言立後世。嗚呼、可謂盛矣。銘曰……

祖提心印、惠于後昆。曹洞承之、與祖同源。源深流遠、臺臺諸孫。惟大洪老、為世導師。

蟬蛻冠綬、毗尼焉依。法雷既震、聞于九圍。實作司南、衆乃弗迷。闡教利物、為時一出。

出沒者渠、非生滅質。其來無迹、其去無還。光風霽月、依舊雲山。

政和三年癸巳四月七日

朝請郎通判隨州軍州管句學事兼管句勸農事賜緋魚袋 李綬

奉直大夫知隨州軍州事管句學事兼管句勸農使賜金魚袋 宋延年

法姪崇寧保壽禪院住持伝法沙門 守恭 立石

【書き下し文】むかし曹溪は法を清原に付し、実に嫡嗣と為す。五伝して洞山价あり、また伝えて曹山寂あり。これより曹洞の二宗は、日と月とをかがげるがごとし。その道は尤も孤高峻潔にして、昔より難を嘗める。その人、大陽明安禪師に至りては、寧ろ其れを中絶せしめんとも、印可を軽んぜず。すなわち衣履を以て、浮山圓鑑に属す。圓鑑は晩に投子青禪師を得て、而して後に之を付す。世俗は、青は親授に非ずと謂い、聖に先後無く、契を以て伝と為すを知らず。其の従来する所は、券を執りて相い質し、珠を貫いて相い承くるがごとし。蓋し冥会ありて偶然にあらざるものならん。投子は既に復た斯の道を振るい、而して後に異人、間出す。大洪禪師は、すなわち其の法嗣なり。

師の諱は報恩、其の先は衛州黎陽の劉氏なり。世々武を以て進み、家は仏に仕うるを喜ぶ。其の母の牛氏は、初め子を禱るに、仏の、いわゆる阿羅漢なる者を指して之を昇あるを夢む。既に姪はらみ、師が生まるるに果たして殊相あり。嘗て異僧の化身の若き者に遇い、之を撫なでて曰く、「我が輩なまの人なり」と。熙寧九（一〇七六）年、未だ冠ならざるに、方略を挙げて擢第し、北都を調官す。忽ち喟き然として歎じて曰く、「是れ区区なる者なり、何ぞ以てこの生を了するに足らん」。簪紱しんぷ謝りて出世の法を求めんことを願う。有司は詔を聞くを以て其の故を詰たづる。師曰く、「臣の祖は王事に死し、顧みるに以て厚恩に報ゆる無し。惟だ薰修の功のみあり。庶わくは幽冥の助を資けん」。制は曰く「可」と。師は先に欽憲と名づく。神宗皇帝は、親しく宸翰を灑いで、改めて今の諱を賜う。是に於て、就いて北都福壽寺の僧智深に礼して祝髪を為す。師は既に具戒を受け、諸方を游歴するに、謙約退靜にして、枵然きようぜんた

る山澤の人なり。

青禪師の道を聞いて之を悦び、すなわち往きて焉に依る。青は其の法器なるを識る。師は一日、凌晨に入室す。青問う、「天明くるや、未だしや」。師曰く、「明けり」。曰く、「明くれば則ち簾を卷け」。師は之に従いて頓爾として開悟し、心地洞然たり。遂に所得を以て青に申すに、青は之を躑とす。留まりて巾匣に待すること、頗る年数あり。青の順世に逮んで、又た圓通、圓照二禪師に従いて遊ぶ。二公は甚だ之を器異す。

丞相韓公は、河南を尹り、師を延いて嵩山少林寺に住持せしむ。席の未だ煖まらざるに、紹聖元（一〇九四）年、詔して随州大洪山律寺を改めて禪院と為す。人謂えらく、「大洪の基構は甚だ大にして、而も蕪廢して既に久し。道德、人を服すこと有らざれば、以て興起すべからず」。部使者は奏して師を請して住持せしむ。已にして丞相范公は隨の守となり、復た之を左右く。師は普く法雨を施し、遠邇のものは悦び服す。是に於て富貴者は貸を薦め、貧者は力を獻ず。荊、秦、蓬、藿の場を開きて、像を為り、堂を設く、皇いに豺、狼、狐、狸の區を化して、鐘魚梵唄を為る。而して又た其の余を以て戒壇を建て、枯甃を掩い、更に禪儀を定めて、大いに規範を新たにす、是れより大洪は精舎壯觀にして、天下の禪林たり。

崇寧二（一一〇三）年、詔有りて師に命じて東京の法雲禪寺に任せしむ。駙馬都尉張公の請に従うなり。師の志は閑遠を尚び、清曠に安んず。曾ち閑戚せず、林澤に還るを懇む。朝廷は重ねて其の請に違うも、聽すに意を以て行き、徑ちに嵩山に詣で、旋りて大陽に趨く。大洪の虚席に属し、守臣は師の徳の茲の山に有るを念う。五（一一〇六）年再び奏して師を旧に還さんとす。固辞することを獲ず、復た道場に坐す。凡そ前日の未だ遑暇あらざる者は、咸な彌綸して成就す。師は誨勵に勤め、晨夕倦まず。緇徒は輻湊して、幾ど三百人なり。終に壊色の衣を身にして、略飾を加えず。張公は嘗て紫方袍を賜うを奏すと雖も、卒に盤辟して敢えて当らず。故に権貴の師号

を以て言わんと欲する者は、皆な復た意を措く無し。

政和元（一一一一）年六月初一日、疾を示す。七月十四日、僧、師に問う、「久しく真諦を演ぶ、冀わくは一言を垂れんことを」。師は目を挙げて之に示す。又た問う、「師は將に西方に生ぜんとするや」。師曰く、「方を超ゆる者は委つまらかなり」。又た問う、「畢竟、生か、死か」。師曰く、「間、髪を容れず」。言い迄りて跏趺して逝く。三日留むるに、儀相は生けるが如し。咸な瞻礼に至り、讚歎せざるは罔し。二十五日、南塔に葬る。師の異時に室を築いて退居せんと欲する所なり。俗壽、五四。僧臘、三二。度する弟子は、宗言等百三十一人。嗣法出世するは、慶旦等一三人。『語録』三卷あり。『曹洞宗派録』三卷・『授菩提心戒文』一卷・『落髮受戒儀文』一卷を集む。並に世に伝わる。

惟るに、仏の道は未だ嘗て起滅、興衰有らざるなり。然れば必ず之を豪傑の士に付し、然して後に以て秘奥の津梁を發明するに足れり。後來、苟いやくも其の人に非ざれば、道は遂に躪ふわれず。師の若きは、俗を絶つ姿を以て、功名・富貴を薄くし、而も為に衣を塵外に振わず、高く妙峯を歩みて、斯の人をして帰向する所を知らしむ。名を天下に聞え、言は後世に立てり。嗚呼、謂つべし、盛んなり、と。

銘に曰く、

祖は心印を提げ、後昆に恵む。曹洞は之を承け、祖と同源なり。源深く流れ遠く、諸孫に臺臺たり。惟れ大洪老は、世の導師なり。

冠綬を蟬蛻して、毗尼焉れ依なり。法雷既に震いて、九圍に聞こゆ。実に司南と作り、衆は乃ち迷わず。教を闡き物を利し、時に一出と為る。

出沒するは渠にして、生滅の質に非ず。其の来るに迹無く、其の去るに還る無し。光風霽月は、旧に依りて雲山

にあり。

政和三年癸巳（一一一三）、四月七日。

朝請郎・通判隨州軍州・管句學事・兼管句勸農事・賜緋魚袋、李綬。

奉直大夫・知隨州軍州事・管句學事・兼管句勸農使・賜紫金魚袋、宋延年。

法姪崇寧保壽禪院住持伝法沙門 守恭、立石す。

上記の碑文によると、報恩は嘉祐三（一〇五八）年に衛州黎陽の劉氏に生まれ、名は欽憲という。劉氏は代々武芸を以て出仕し、熱心な仏教信者の家柄である。母の牛氏が霊夢を受けることによって、彼を生んだと伝えられている。熙寧九（一〇七六）年、一九歳の時、武功により及第し、武官となった。しかし出家を求めて、遂に、北都福壽寺の僧智深に礼して祝髪した。報恩という法諱は神宗皇帝（在位一〇四八―一〇八五）が自ら宸翰を以て、灑いで賜ったのである。皇帝が禅僧に法諱を賜うことは、頗る珍しい。その後、報恩は具足戒を受け、雲遊の旅に出たが、最後は舒州投子山の義青に師事し、開悟した。義青が示寂後、更に圓通法秀（一〇二七―一〇九〇）、圓照宗本（一〇二〇―一一〇〇）に参侍した。元祐四（一〇八九）年に、丞相の韓縝（一〇一九―一〇九七）が河南尹となり、報恩を高山少林寺に住持せしめた。その後、紹聖元（一〇九四）年、大洪山は律寺から禪院へと改められ、やがて報恩は大洪山靈峯寺十方禪院第一代に迎えられた。翌年（一〇九五）、丞相范純仁（一〇二七―一一〇二）が随州太守となり、引き続き、報恩を外護した。碑文を撰した范域は恐らく范純仁の親類の一人であり、碑文を書いた韓韶、篆額をした韓昭も韓縝一族の人ではないかと思われる。石碑の建立者は法姪、とりわけ法兄の道楷の法嗣、大洪山第三代住持守恭である。時は政和三（一一一三）年癸巳、四月七日、報恩禪師の大祥三回忌に当たる。

碑文の記録に拠って、大洪山は報恩の大力力で、約十年の間に伽藍が壮麗となり、天下の禅林へと発展した。然し、崇寧二（一一〇三）年に駙馬都尉張公の奏請により、詔を奉じて東京の法雲禅寺の住持に任ぜられた。代わりに道楷は大洪山の第二代目として入院している。しかし報恩は、京に留まること、一年足らずで、山に還ることを申し立て、ゆるされなかったにもかかわらず、直ちに嵩山を詣で、大陽山（8）に赴いたのである。大洪山の再住が果たされたのは、崇寧五（一一〇六）年である。示寂したのは、政和元（一一一一）年七月十四日、五四歳、僧臘三三であるという。得度の弟子は、宗言等一三一人、嗣法出世する者は慶旦、守遂等一三人が有る。『語録』三卷、『曹洞宗派録』三卷、『授菩提心戒文』一卷、『落髮受戒儀文』一卷が世に伝わる。報恩はその著書の内容、また強く師号や紫衣を拒むこと等から、禅風については、戒律重視という性格が顕著に見られる。

### 3 芙蓉道楷禅師について

芙蓉道楷は、報恩より一五歳年長である。彼は、北宋代末に曹洞宗教団に大きな発展をもたらした立役者である。後に多くの優れた弟子を育成し、特に法嗣丹霞徳淳（一〇六四―一一一七）の嫡嗣慧照慶預（一〇七八―一一四〇）、長蘆清了（一〇八八―一一五二）、宏智正覚（一〇九一―一一五七）の三人は、「芙蓉の三賢孫」と言われ、出藍の誉れを残す。芙蓉道楷の行状については、同じく報恩の塔銘を撰した韓韶の「臨沂塔舊銘」（第一碑）があったが、既に無くなった。現存のものは、靖康二（一一二七）年に法孫慧照慶預が建立して、王彬が撰した、大洪山にある第二碑【図2】である。その内容は、下記の通りである。

#### 宋大洪楷禅師塔銘

随州大洪山崇寧保壽禅院十方第二代楷禅師塔銘

朝請郎新差知北外都水丞公事賜緋魚袋 天彭王彬 撰(調)

宣義郎新授都水監丞權管句均州軍州事 武夷 范寅亮 書

朝請郎京西路轉運司管句文字賜緋魚袋 真定 張好古 篆額

政和八年夏五月乙未，芙蓉禪師以偈示衆，書遺誠付囑門人，沐浴更衣，吉祥示寂。越三日，丁酉茶毗，收靈骨。秋九月甲午塔，藏芙蓉湖。後七年住持大洪山慧照禪師慶預，師之受業嗣法的孫也。念湖山遠在海隅，奉塔廟之禮常缺(欠)，喟然歎曰：吾昔嘗侍老師住大陽，遷此山凡五年，天下衲子，輻湊(輳)雲萃，不遠千里而來，當時升堂入室者，散之四方，皆續佛慧命為人天師。今住世者如焦山成、大隋璉、鹿門燈、石門易、寶峯照，即其人也。昔人藏衣曹溪，葬履熊耳，豈不以恩大難酬，示不忘本耶(邪)。乃遣其徒宗幾遷致師靈骨，建浮圖於大洪山之陽，冬十一月塔成。明年冬，彬謁慧照於山中，慧照喜謂彬曰：吾芙蓉老師、法海舟航、佛門梁棟，三十七年與大地衆生作陰涼，機緣在世，不獨衲子能言，搢紳士大夫咸知之。今新塔未銘也，敢以為請。彬既仰慕芙蓉之高風，又重違慧照之勤意，義不獲辭，退而銘之云：師諱道楷，俗姓崔氏，沂州費縣人。少學神仙，得辟穀術，隱伊陽山中。既久，知非究竟，乃棄所學。游京師，詣述聖院出家，禮德暹為師。熙寧六年試經得(用)度，明年受具戒，游歷諸方，徧參知識，最後到舒州投子山見青禪師，一言造妙，師資深契。青以明安衣履付焉。去之韶山，結茆虎穴旁，虎為伏馴，探穴取子，初無忤也。師雖宴坐山林，然道價四馳，千里禪風。自元豐五年出世至示寂，凡七坐道場。最初住沂州仙洞山，又遷西京乾元招提，郢之大陽，隨之大洪，皆當世元老名公卿以禮延請。後被詔住東京十方淨因，又徙住天寧，萬壽，皆中使奉命，恩禮兼隆。諸方榮之。師所至無緇素貴賤，皆直造室內，其來京師，諸公卿貴人旦夕問訊，每與道人，處士雜坐，師皆一目之。師行解相應，履踐篤至，無明妄心，一毫不立，故不能矯情徇世，避人道之患，竟坐。辭身章師號，忤上意，得罪居緇州，久之上察其無它，聽自便。復有旨下開封府，訪師還其

故服。師聞之，書四句偈，遺中貴。人王松年云，石田焦穀又生芽，暮種朝收濟幾家。巢父飲牛牛不飲，漁翁撥棹入蘆花。衆口傳播，尹李公孝壽得之，察其誠心，乃為敷奏。因從其志，師始游天台，鴈蕩，過故里為父老留，不得去。樞密劉公奉世捨俸金，買芙蓉湖田，築室延師。四方衲子歸之，俄成叢林，今賜額興化焉。先是芙蓉湖衆水鍾聚，瀾漫百餘里，師嘗謂，若決而歸入川，可得良田數千頃，常平使者，聞其言，使邑令詣師，受規畫，鑿渠疏導，悉如師說。異時菰蒲沮洳之地，皆為沃壤。鄉人德之，乃相率舍田於寺。歲入既豐，又推其餘，以與馬鞍山，後亦贖數百衆。師喜營建梵刹，見棟宇卑陋，則增崇崇飾更新，規模宏壯，疑若基構艱難，然人以師故，施財助力，咸說樂之。工役未嘗踰時，纔成即棄之，不廻顧也。師本田家子，為兒童時，父令毆田中飛蝗，師舍己之田先毆鄰人者，詰之，則曰，損他利己所不忍，為其利它之行，蓋天性也。師享年七十有六，僧臘四十五三，度弟子九十三人，法嗣得骨髓出世者二十九人。皆緣法盛行于時，而丹霞淳公，其後尤大。今慶預在大洪禪子至二千，清了在長蘆，正覺在普照亦至千衆。蓋天下三大禪刹，曹洞之宗至是大振矣。師應接機緣既見語錄，及德洪所撰僧寶傳。承議郎韓韶臨沓塔舊銘，鹿門法燈禪師塔中記載之，已詳盡云。銘曰：

諸佛出世，為一大事。以心傳心，莫難承嗣。日在明安，得人惟艱。正法眼藏，託于浮山。  
道未喪世，遺言不墜。異苗翻茂，卒如師偈。堂堂青公，法中之龍。針芥投機，復有芙蓉。  
自師承宗，曹洞始大。良价不亡，大陽猶在。凡今宗師，鮮克全提。不滯空劫，則落今時。  
惟師當機，正偏互唱。木女謳歌，石人撫掌。薦承明詔，七坐道場。三十七年，為衆舉揚。  
夢身幻宅，誰主誰客。不有榮名，孰為罪適。一辭帝闈，終老海濱。國師塔樣，分付兒孫。  
漢東沂上，十方天壤。一切含情，萬古瞻仰。

靖康二年夏四月十五日大洪山崇寧保壽禪院住持嗣祖法孫慧照大師慶預立石，玉冊官武宗古刊

【書き下し文】政和八（一一一八）年夏五月乙未（十四日）、芙蓉禪師、偈を以て衆に示し、遺誠を書して、門人に付囑し、沐浴更衣して、吉祥にして示寂す。三日を越えて丁酉（一六日）に荼毘し、靈骨を収む。秋九月甲午（一五日）、塔を芙蓉湖に蔵む。後七年（一一二四）して、大洪山に住持する慧照禪師慶預は、師の受業の高弟にして、嗣法の孫なり。湖山は遠く海隅に在り、塔廟を奉ずるの靈の常に缺くを念う。喟然として歎じて曰く、「吾れ昔し嘗て老師の大陽に住するに待す。居を此の山に遷して凡そ五年、天下の衲子は、輻湊雲萃し、千里を遠しとせずして来る。当時、堂に升り室に入る者は、散じて四方に之き、皆な仏の寿命を續き、人天の師と為す。今、世に住する者は、焦山成・大隋璉・鹿門燈・石門易・宝峯照の如きは、即ち其の人なり。昔人は衣を曹溪に蔵め、草履を熊耳に葬る。豈に恩大にして酬ゆ難きを以て、本を忘れざるを示さざらんや」と。

乃ち其の徒の宗幾を遣わして師の靈骨を遷致せしめ、浮圖を大洪山の陽に建つ。冬十一月、塔成る。明年の冬、彬は慧照に山中に謁す。慧照は喜びて彬に謂いて曰く、「吾が芙蓉老師は、法海の舟航にして、佛門の梁棟なり。三七年、大地の衆生に於て陰涼と作る。機縁の世に在るは、獨だ衲子のみならず、能言搢紳の士大夫は威な之を知る。今、新塔は未だ銘あらざるなり。敢えて以て請と為す」と。彬は既に芙蓉の高風を仰慕し、又た重ねて慧照の勤意を違は、義として辞退することを獲ず。而して之に銘すと云う。

師、諱は道楷、俗姓は崔氏、沂州費県の人なり。少にして神仙を学び、辟穀の術を得て、伊陽山中に隠る。既に久しくして究竟に非ざるを知りて、乃ち学する所を棄て、京師に遊び、述聖院に詣でて出家し、徳暹を礼して師と為す。熙寧六（一〇七三）年試経して得度す。明年（一〇七四）、具戒を受く。諸方を游歴して、知識に徧參す。

最後に舒州投子山に至り、青禪師に見え、一言にして、妙に造り、師資深く契う。青は明安の衣履を以て焉に付

す。去りて韶山に之き、茆を虎穴の旁に結ぶ。虎は伏して馴れるが為に、穴を探りて子を取るも、初めより忤う無し。師は山林に宴坐すと雖も、然も道価は四馳し、千里より嚮風す。

元豊五（一〇八二）年の出世より、示寂に至るまで、凡そ七たび道場に坐す。最初に沂州仙洞山に住す。又た西京の乾元・招提、郢の大陽、随の大洪に遷る。皆な当世の元老名公卿の禮を以て請を延く。後に詔を被りて東京の十方淨因に住し、又た徙りて天寧、万寿に住す。皆な中使の命を奉ずるなり。恩礼は兼て隆し。諸方は之を榮とす。師の至る所は縑素貴賤無く、皆な直に室内に造る。其の京師に来るや、諸公卿貴人は旦夕問訊し、毎に與道人、処士と雜坐す。師は皆な之を一目す。

師の行解は相い応じ、履踐は篤く至り、無明妄心は、一毫も立たず。故に不情を矯りて世に徇いて、人道の患を避くること能わずして、竟に坐す。身章師號を辞して、上の意に忤い、罪を得て緇州に居す。久しく上は其の它無きを察して自便を聴す。復た旨有りて開封府に下し、師を訪いて其の故服を還さしむ。師は之を聞きて四句の偈を書きて、中貴人王松年に遺りて云く、「石田の焦穀又た芽を生ず、暮に種え朝に収めて幾の家を濟わん。巢父は牛に飲まずに、牛は飲まず、漁翁は棹を撥して蘆花に入る」と。衆口に傳播して、尹の李公孝壽は之を得て其の誠心を察す。乃ち敷奏を為して、因りて其の志に従わしむ。

師は始め天台、鴈蕩に遊ばんと欲して、故里を過ぎ、父老の為に留められて去るを得ず。枢密劉公奉世は、俸金を捨て、芙蓉湖田を買い、室を築いて師を延く。四方の衲子は之に歸し、俄に叢林を成す。今、額を興化と賜わる。是より先、芙蓉湖の衆水は鍾聚瀾漫すること百余里なり。師は嘗て謂えらく、「若し決りて之を川に歸入せば、良田數千頃を得べし」と。常平の使者は、其の言を聞いて邑令をして詣でしむ。師は規畫を受けて、鑿渠疏導するに、悉く師の説の如し。異時、菰蒲の沮洳の地は、皆な沃壤と為る。郷人は之を徳とし、乃ち相い率いて田を寺に舍す。

歳入は既に豊かにして、又た其の餘りを推り、以て馬鞍山に與う。後に亦た數百衆を贍う。師は喜びて梵刹を宮建し、棟宇の卑陋を見れば、則ち増崇更新し、規模宏壮なり。基構の艱難に若ぶおぼを疑うも、然も人は師の故を以て、財を施し、助力して、咸な之を説樂す。工役、未だ嘗て時を踰えず。纔に成らば即ち之を棄て去りて廻顧せざるなり。

師は本と田家の子なり。兒童為りし時、父は田中の飛ぶ蝗を毆らしむ。師は己の田を捨てて、先に鄰人の若を毆る。之を詰るに、則ち曰く、「它を損し己を利するは、忍ばざる所なり」と。其の它を利するの行を為すは、蓋し天性なり。

師は享年七十有六、僧臘四五、度せる弟子は、九三人。法嗣の骨髓を得て出世する者は、二九人。皆な縁法盛んに行なわる。時に於て丹霞淳公、其の後に尤も大なり。今、慶預は大洪に在りて、禪子は二千に至る。清了は長蘆に在り、正覺は普照に在りて、亦た千衆に至る。蓋し天下の三大禪刹ならん。曹洞の宗は、是に至りて大いに振えり。

師の応接機縁は、既に『語録』に見え、及び徳洪撰する所の『僧寶傳』、承議郎韓韶の臨沂の塔の舊銘、鹿門法燈禪師の塔中記に之を載し、己に詳尽すと云う。銘に曰く…

諸佛の出世は、一大事と為す。心を以て心を伝え、莫難承嗣すること難き莫し。日に明安在りて、人を得ること惟れ艱し。正法眼藏を以て、浮山に託す。

道は未だ世に喪わず、遺言は墜ちず。異苗翻茂して、卒に師偈の如し。堂堂たる青公は、法中の龍なり。針芥投機して、復た芙蓉有り。

師の宗を承けてより、曹洞は始めて大なり。良价は亡びず、大陽は猶在り。凡そ今の宗師は、克く全提するは鮮し。空劫に滞らざれば、則ち今時に落つ。

惟だ師のみ機に當りて、正偏互いに唱えて、木女は謳歌し、石人は掌を撫つ。薦りに明詔を承けて、七たび道場を坐し、三七年、衆の為に擧揚す。

夢のごとき身、幻のごとき宅にして、誰か主か、誰か客か。榮名有ざれば、孰ぞ罪謫と為らん。一たび帝闈を辞して、老を海濱に終う。国師の塔様、分付兒孫に分付す。

漢東と沂上と、十方の天壤との、一切の含情は、万古に瞻仰せん。

靖康二（一一二七）年夏四月十五日、大洪山崇寧保寿禅院住持嗣祖法孫慧照大師慶預、立石す。玉冊官、武宗古、刊す。

上記の塔銘から見ると、道楷は宝曆三（一〇四三）年に山東省沂州費県の崔氏に生まれた。最初は神仙（道教）を学び、辟穀の術を習得したが、それが究竟の道ではないことを悟り、棄てて、東京述聖院の徳暹和尚に礼して祝髪した。熙寧六（一〇七三）年試経して得度し、翌年、具足戒を受ける。その後、諸方を游歴して、知識に徧參する。最後に舒州投子山の義青禅師に参じて、大事を了畢し、師資相契した。得法後、河南省澠池県北にある韶山に隠れ、庵を虎穴の旁に結び、虎の親子を友として、山林に修行を励んだ。その道價は四方に広まって、遠くから参学の衲子が訪ねてきたという。

道楷は元豊五（一〇八二）年に沂州仙洞山に出世し、その後、洛陽竜門の乾元寺、洛陽の招提寺（白馬寺）、郢州の大陽山、随州大洪山、そして、東京の十方淨因禅寺、天寧寺、万寿寺など七か所の道場に住持した。

しかし、道楷の名声が高まると共に、思わぬ苦難を蒙る。塔銘では、道楷が徽宗皇帝から下賜した紫衣と禅師号を固く拒み、上の逆鱗に触れた。よって徽宗趙佶の恨みを買ひ、緇州に流罪とされた。

覺範徳洪の『石門文字禅』卷二三の「定照禅師序」では、道楷の流罪中の話を一節に記している。ある官吏は道楷の忠直を慕い、道楷に対して「長老はかなりやつれていて、病が有るでしょう、もし病気が有れば、流罪の刑を

免れる」と言った。然し、道楷は、「普段は病氣が有るが、今は実に無い。仮病を偽って、罪を逃れることは望まない」と答えた。吏は嘆きながら、彼を緇州に編管したという。その後、上に忤う真意は、道楷の道心によるものとして知られて、やがて釈放されて、自由の身となった。また僧籍、法服も還つて来た。初めて天台、鴈蕩に遊行しようとしたが、途中故里沂州の費縣を経由した際に、人々に留められて去ることが出来ず、樞密の劉奉世は、財を散じて芙蓉湖の田を買い、禪室を建てて道楷を住ませた。そこに四方の衲子が大勢集まつてきて、直ちに立派な修行道場となった。また興化の額も賜わった。

道楷はこの地に安住して、自ら農業技術を生かして、開拓事業を行い、地元の繁栄に寄与した。芙蓉山での布教活動には示寂まで没頭した。政和八（一一一八）年夏五月一四日、七六歳で入滅した。僧臘は四五である。得度の弟子は、九三人があり、法嗣は、延べ二九人に達した。その中で、特に丹霞子淳は、尤も突出し、世に大きな教化を行った。然し子淳は師の道楷よりも一年早逝したが、道楷の三賢孫は、大きな法力を発揮した。即ち慶預は大洪山の根拠地で、禪衲二千人を統率して、報恩、道楷、子淳以来の禪風を煽ぎ、清了は江蘇省淮揚道真州の長蘆崇福禪院で、正覚は江西省泗州の大聖普照禪寺で、共に千人の僧も擁して教線を張った。天下の三大禪刹として曹洞の宗風を大いに振るつた。

### 三 おわりに

以上、湖北省随州市大洪山の新出碑文資料をベースとして、大洪山崇寧保寿禪院第一代報恩禪師、第二代道楷禪師の塔銘を通して、北宋末における曹洞宗の復興活動を述べて来た。この主題に関しては、既に本学の石井修道博士の卓越した業績もあつて、大きな研究進捗をするのは、至難なことと実感する。とは言え、博士の研究は、既に、

三〇年近くの星霜を経て、また、使用された資料との誤差も随所にあつたため、これからは更なる新研究、新発見を期する。

本論における目的には、主に以下の三点が挙げられる。

- ① 新しい資料を踏まえて、古い資料と照らし合わせ、その誤差と漏れ等を見直すこと。
- ② これによって、大洪山の世代考と盛衰などを明確化すること。

③ 現在でも中国本土に存続する鹿門派（後に寿昌派と発展した）の開祖である鹿門自覚の研究を進めること。かつて日本曹洞宗は誤って鹿門自覚を天童如浄の法嗣とした。その後、改めて芙蓉道楷の法嗣とした。石井修道博士の論著にも同様の記述がある。然し、筆者には、鹿門自覚は投子義青の法嗣、道楷、報恩の兄弟子とする持論がある。北宋の末、南宋の初めに、投子の弟子と法孫たちは、湖北の大洪山、湖北省襄陽道の大陽山、鹿門山、河南省南陽縣の丹霞山、洛陽の嵩山少林寺などを中心地として大きな教化基盤を築きあげ、更に、京の汴梁、山東省、そして更に江西省、江蘇省、浙江省、福建省までに南下して、教線を拡大していたのである。特に、芙蓉道楷の三賢孫は、曹洞宗の振興に大きな力を発揮した。

現時点では、現地踏査に趣き、新しい資料を精査することによって、北宋末から南宋初期まで約百年間の曹洞宗の動静を究明する必要がある。そして更に、歴史的、社会的な情勢を考察しながら、曹洞宗の三派、鹿門派、宏智派、清了派の位置付けや、投子義青以後の教団の動向、思想の発展などを次稿において明らかにしたい。

※ 文中□で囲った部分は欠落部分を筆者が補ったことか、または□の下の（ ）部分は文献の誤字で、「」を付した部分は原碑文での改行を意味する。

【附錄】

天洪山十方紀（篆額）

大宋隨州大洪山靈峰禪寺（禪院）記

翰林學士朝散大夫知制誥兼侍講兼修國史兼實錄修撰賜紫金魚袋 張商英撰

承議郎試給事中兼實講同修國史兼實錄修撰賜紫金魚袋 鄧洵武書

朝奉大夫試吏部尚書兼侍讀賜紫金魚袋 何執中篆額

元祐二年秋九月、有寺功德主覃道辰、後至乾道元年覃道鍾重修四殿、圓成梵刹、善根深厚。凡承唐已後三百年、□□□□□□□□□□有、詔隨州大洪山靈峰寺革律為禪。紹聖元年、外台始請移洛陽少林寺長老報恩住持。崇寧改元正月、使來求十方禪寺記。迺書曰：大洪山在隨西南、盤基百餘里、峯頂俯視漢東諸國、林巒丘嶺猶平川也。以耆舊所聞攷之、洪或曰胡、或曰湖、未詳所謂。今以地理攷之、四山之間、昔有大湖、神龍所居、洪波洋溢、莫知（莫測）漚涘。其後二龍鬪擲、開層崖、湖水南落。故今負山之鄉、謂之落湖區（管）。此大洪所以得名也。唐元和中、洪州開元寺僧善信、即山之慈忍靈濟大師也。師從馬祖、密傳心要。北遊五臺山、禮文殊師利。瞻觀殊勝、自慶於菩薩有緣、發願為衆僧執炊爨三年、寺僧却之、師流涕嗟戚。有老父曰、子緣不在此、往矣行焉、逢隨即止、遇湖即住。師即南邁、以寶曆二年秋七月抵隨州、遠望高峰、問鄉人曰、何山也。鄉人曰、大湖山也。師默契前語。尋山轉麓、至于湖側。屬歲亢旱、鄉民張武陵、具羊豕將用之祈于湖龍。師見而悲之。謂武陵曰：雨暘不時、本因人心。團（口）業所感、害命濟命。重增乃罪、可且勿殺。少須三日、吾為爾祈。武陵亦異人也、聞師之言、敬信之。師即披榛捫石、得山北之巖穴、泊然宴坐、運誠冥禱。雷雨大作、霽後數日、武陵迹而求之。師方在定、蛛絲霧面。號耳控體、

久之乃覺。武陵即施此山、為師興建精舍。以二子給侍左右、學徒依嚮、遂成法席。大和元年五月二十九日、師密語告龍神曰：吾前以身代性輟汝血食、今捨身償汝、汝可享吾肉。即引利刀截右膝、復截左膝、門人<sup>○</sup>持其刃、膝不克斷。白液流出、儼然入滅。張氏二子、立觀而化。山南東道、奏上其狀。文宗嘉之、賜所居額為幽濟禪院。晉天福中、改為奇峯寺。本朝元豐元年、又改為靈峯寺、皆以禱祈獲應也。自師滅至今三百餘年、而漢、廣、汝、墳之間、十數州之民、尊嚴奉事、如赴約束。金帛粒米、相尾於道。質強、法弱、僧範乃革、前此山峯高峻、堂殿樓閣、依山制形、後前不倫、向背靡序。恩老至此、熟閱形勝、闕途南入、以正賓主。鑿崖壘澗、鑿巖補坳、嵯峨萬仞、化為平頂。三門堂殿、翼舒繩直、通廊大廡、疏戶四達。淨侶雲集、藹為叢林。峨嵋之寶燈瑞相、清涼之金橋圓光、他方詭觀、異境同現。方其廢故而興新也。律之徒懷、土而嘔、會予謫為郡守、合禪律而計之曰：律以甲乙、禪以十方。而所謂甲乙者、甲從何來、乙從何立。而必曰：我慈忍之子孫也。今取人於十方、則慈忍之後絕矣。且夫乙在子孫、則甲在慈忍。乙在慈忍、甲在馬祖。乙在南岳、則甲在曹溪。推而上之、甲乙乃在乎菩提達摩、西天四七。則而所謂甲乙者、果安在哉。又而所謂十方者、十從何生、方從何起。世間之法、以一生一、一二為三、二三為六、三三為九、九九為究也、復歸為一。一、九為十、十義乃成。不應突然無一而十。而所謂方者、上為方邪、下為方邪、東為方邪、西為方邪、南為方邪、北為方邪。以上為方、則諸天所居、非而境界。以下為方、方則風輪所持、非而居止。以東為方、則毘提訶人、<sup>○</sup>如半月。以北為方、則鬱單越人、壽命久長。以西為方、則瞿耶尼洲、滄波浩渺、以南為方、則閻浮提州、象馬殊國。然則甲乙無定、十方無依。競律競禪、奚是奚非。律之徒曰：世尊嘗居給孤獨園竹林精舍、必如太守言、世尊非邪。予曰：汝豈不聞、以大圓鏡為我伽藍、身心安居平等性智。此非我說、乃是佛說。於是律之徒、默然而去。禪者曰：方外之士、一瓶一鉢、涉世無求、如鳥飛空、遇枝則休。如龜游海、值木則浮。來如聚梗、去如滅漚。不識使君將甲乙之乎、十方之乎。予曰：善哉、佛子不住內、不住外、

不住中間、不住四維上下虛空、應無所住而住持、是真十方住持矣。尚何言哉、尚何言哉。崇寧元年正月上元日記。

住持傳法沙門報恩建 宣和六年甲辰歲五月初五日癸丑 住持傳法沙門慧照大師慶禪重立石

散朝大夫權知隨州軍事管句學事兼管內勸農事借金魚袋 王保

慶元改元乙卯歲十月初五日 保壽靈峯禪院住持傳法沙門 祖光書

功德主覃道鍾 監院僧 宗遂再立石

【書き下し文】元祐二（一〇八七）年秋九月、寺の功德主覃道辰があり、後の乾道元（一一六五）年、覃道鍾が善根深厚たり、四殿を重修し、梵刹を圓成す。凡そ唐以後三百年に承つて、□□□□楚の地に於いて、□□□□□□□□□□□□□□□□詔が有り、隨州大洪山靈峯寺は律を革めて禪と為す。紹聖元（一一〇九四）年、外台は始めて請うして洛陽少林寺長老報恩を移して住持せしむ。崇寧改元（一一〇二）年正月、使い來たりて「十方禪寺記」を求む。迺ち書いて曰く、大洪山は隨の西南に在り、百余里に盤基す。峯頂より俯して漢東の諸国を視れば、林、巒、丘、嶺は猶平川のごとし。耆舊の聞く所を以て之を攷えれば、洪は或いは胡と曰い、或いは湖と曰う。未だ所謂を詳らかにせず。今、地理を以て之を攷うれば、四山の間は、昔大湖と為り、神龍の居む所にして、洪波が洋溢して、涯塗を測ること莫し。其の後に二龍が闘い搦え、層崖を開き、湖水は南へ落つ。故に今、山を負うの郷は、之を落湖邑と謂う。此れ大洪の名を得し所以なり。

唐の元和中（八〇六―八二〇）、洪州の開元寺僧善信は、即ち山の慈忍靈濟大師なり。師は馬祖に従い密しく心を要を伝えて、北方の五台山に遊び、文殊師利を礼す。殊勝を瞻觀して、自ら菩薩に縁有るを慶び、衆僧の為に炊爨を執ること三年を發願して、寺僧は之を却く。師は涕を流して嗟感う。老父有りて曰く、子が縁は此に在らず、往

け、行け。随に逢わば即ち止まり、湖に遇わば即ち住せよ。師は即ち南へ邁く。寶曆二（八二六）年、秋七月を以て、随州に抵る。遠く高峰を望みて、郷人に問うて曰く、何という山なるや。郷人曰く、大湖山なり。師は前語に默契す。山を尋ね麓を転じて、湖の側に至るに、歳の亢旱に属ぶ。郷民の張武陵なるものは、羊豕を具え、將に之を用いて以て湖龍に祈らんとす。師は見て之を悲しむ。武陵に謂いて曰く、「雨と暘とは時にあらず、本より人心に因る。黒業の感ずる所にして、命を害し命を濟う。重ねて乃の罪を増す。且く殺すこと勿るべし。少く三日須て、吾れ爾が為に祈らん。武陵も亦た異人なり。」師の言を聞きて、之を敬信す。師は即ち榛を披き石を捫り、山北の巖穴を得て、泊然として宴坐し、誠を運びて冥禱するに、雷雨、大いに作る、霽て後、数日して、武陵は迹ねて之を求む。師は方に定に在り、蛛の絲は面を霧い、耳に号んで体に控し、久しくして乃ち覚む。武陵は即ち此の山を施し、師の為に精舎を興建し。二子を以て左右に給侍せしむ。学徒は依嚮し、遂に法席と成る。大和元（八二七）年五月二九日、師は密かに龍神に語り告げて曰く、吾れ前に身を以て牲に代り、汝が血食を輟めしむ。今、身を捨てて汝に償わん。汝は吾が肉を享くべし。即ち利刀を引きて、右膝を截り、復た左膝を截る。門人は奪持其の刃を奪持し、膝の克く断たず。白液流出し、儼然として入滅す。張氏の二子は、立觀して化す。山南東道は、其の状を奏す。文宗は之を嘉び、居する所の額を賜いて幽濟禪院と為す。後晉の天福中（九三六―九四四）、改めて奇峯寺と為す。本朝の元豊元（一〇七八）年、又た改めて靈峯寺と為す。皆な禱祈の応を獲るを以てなり。師の滅より今に至るまで三百余年なり。而して漢廣、汝墳の間、十数州の民は、尊嚴奉事すること、約束に赴くが如く、金帛、粒米は、道に相い尾る。質強く法弱し、僧範乃ち革まる。此れより前、山の峯高峻にして、堂殿樓閣は、山に依りて形を制り、後前に倫なく、向背に序靡し。恩老は此に至り、熟らつら形勝を閲し、途を南入に闢き、以て賓主を正す。鑿を崖、壘なれる澗は、蟻を鏟り坳を補い、嵯峨たる萬仞は、化して平頂と為す。三門、堂殿は、翼を繩直

に舒べ、通廊、大廡は、戸を四達に疏す。浄侶は雲集し、藹いに叢林と為す。峨眉の宝燈瑞相、清涼の金橋圓光は、他方の詭観なるや、異境に同じく現わるなり。其の故きを廢して新しきを興すに方りて、律の徒は土を懷いて嘔呶す。会たま予は謫せられて郡守と為る、禪と律と合わせて之を計りて曰く、律は甲乙を以てし、禪は十方を以てす。而るに所謂甲乙とは、甲は何より來り、乙は何より立つるや。而も必ず、「我れは慈忍の子孫なり」と曰う。今、人を十方に取れば、則ち慈忍の後は絶たん。且つ夫れ、乙が子孫に在らば、則ち甲は慈忍に在り。乙が慈忍に在らば、甲は馬祖に在り。乙が馬祖に在らば、甲は南岳に在り。乙が南岳に在らば、則ち甲は曹溪に在り。推して之を上せば、甲乙は乃ち菩提達摩、西天四七に在り。則ち而して所謂甲乙とは、果たして安に在るや。又而して所謂十方とは、十は何より生じ、方は何より起こるや。世間の法は、一を以て二を生じ、一二は三と為し、二三は六と為し、三三は九と為す。九九は究となるなり。復た一に歸する為し。一九は十と為し、十義乃ち成る。突然に一無くして十有るべからず。而して所謂方とは、上を方と為すや、下を方と為すや、東を方と為すや、西を方と為すや、南を方と為すや、北を方と為すや。上を以て方と為さば、則ち諸天の居する所にして、境界に非ず。以下を以て方と為さば、則ち風輪の持する所にして、居止に非ず。東を以て方と為さば、則ち毘提訶の人にして、一面は半月の如し。北を以て方と為さば、則ち鬱單越の人にして、壽命は久長なり。西を以て方と為さば、則ち瞿耶尼洲にして、滄波は浩渺なり。南を以て方と為さば、則ち閻浮提州にして、象馬は国と殊なる。然れば則ち甲乙は定め無く、十方は依る無し。律を競い禪を競うは、奚か是か、奚か非か。律の徒が曰く、世尊は嘗て給孤獨園の竹林精舎に居ませり、必ずや太守の言の如くならば、世尊は非なるや。予曰く、「汝、豈に聞かずや、大圓鏡を以て我が伽藍と為し、身心は平等性智に安居す」と。此れは我が説に非ず、乃ち是れ佛説なり。是に於いて律の徒は、黙然として去る。禪者曰く、方外の士は、一瓶一鉢にして、世を渉るに求むること無し。鳥の空を飛んで、枝に遇わば則ち休むが如く、龜

の海に游んで、木に値わば則ち浮ぶが如し。来るも梗の聚まるが如く、去るも漚の滅するが如し。識らず使君は將に之を甲乙とするか、之を十方とするか。予曰く、善きかな、佛子、内に住せず、外に住せず、中間に住せず、四維、上下、虚空に住せず、応に住する所無くして住持すべきは、是れ眞の十方住持なり。尚何をか言わんや、尚何をか言わんや。崇寧元年正月上元の日に記す。

住持伝法沙門報恩、建つ。

宣和六年甲辰の歳（一一二四）五月初五日癸丑、住持伝法沙門慧照大師慶預、重ねて立石す。散朝大夫権知隨州軍事管勾学事兼管内勸農事借金魚袋 王保

慶元改元乙卯の歳（一一九五）十月初五日、保寿靈峯禪院住持伝法沙門祖光、書す。功德主覃道鍾、監院僧宗邃、再び立石す。

注

- (1) 大洪山は、北宋末期の張商英が撰した『大宋隨州大洪山靈峯禪寺記』等の記事によると、洪州（今江西省南昌市）開元寺馬祖道一の法嗣慈忍靈濟大師善信（？―八二七）が、唐の敬宗皇帝の宝曆一（八二二）年秋七月に開いたものである。善信はその翌年の唐の文宗の大和元（八二七）年五月二九日に入滅し、その後、文宗より幽濟禪院の額を賜り、後晋の天福年間（九三六―九四二）、奇峯寺に改名され、宋の元豐元（一〇七八）年には、更に靈峯寺と改称した。（詳細は図3【附録の文】を参照されたい。）
- (2) 石井修道博士の『宋代禪宗史の研究』が参考とした資料は、清代張仲忻の『湖北金石錄』卷十（『石刻史料新編』卷十六、台湾新文豐）、清代文齡等修訂、同治八（一八六九）年刊の『隨州志』卷三二、「新修方志叢刊」所収、学生書局）、清代張仲忻等撰の『湖北通志』卷一〇二（民国十年重刊本）、明代如香續修の『緇門警訓』卷十（大正藏四八所収）、明代明河撰『補續高僧傳』卷九報恩傳（續藏一三四所収）などである。
- (3) 大陽警玄と投子義青の代付問題については、石井修道博士の『宋代禪宗史の研究』第三章 北宋代の曹洞宗の展開、

二〇九—二二三頁が詳しい。

- (4) 然し、警玄の法嗣については、『天聖広灯録』卷二五に、蕪州四祖山慧海、郢州興陽山清剖、復州乾明禪院機聡、襄州白馬山帰喜、衡州崇勝院智聡、南嶽福嚴院審承、南嶽方広院隆、広州羅浮山顯如、蕪州靈泉院處仁など九人の名を挙げてゐる。更に『建中靖国統燈録』卷二六には、上述した九人以外に、舒州投子山義青、西川雲頂山(海)鵬、益州覺城道齊、越州雲門運、天台太平恵空、郢州大陽山祈、襄州洞山存、安州延福、越州雲門宝印など九人の名が綴られてゐる。嗣法の弟子が多いだけではなく、地域も湖北から江南、更に湖南、広東、四川まで広範囲にいたようである。嗣法の弟子が、わざと真(頂相)、直綴、皮履などの信物を法遠に託し、後継者を探す必要はないはずだが、一方では、警玄が死ぬ直前に法遠に向かつて、「吾は老いたり、洞上の一宗、遂竟に人無かんや」と嘆いたという。それに対して、法遠は、「若し老師尊年人の継嗣無くんば、即ち某甲、当に此の衣信を持ち、専ら大器を淘択し、以て劫外の種草と為し、庶くは正宗密旨の流化して絶たざらしむべし」と答えたという。そして、明安、忻然として之を許して曰く、「它時、人を得ば、吾が偈を出して証と為せ」と、偈に曰く、「陽広山頭の草、君に憑りて偈焯なるを待つ。異苗翻茂の処、深密にして靈根を固くす」と。その末、又、批して云く、「得法の後、衆に潜みて十年して方めて闡揚すべし」と。今、子は応に先師の密記に応ずべし。乃ち真の法器なり。吾、今、太陽の真像、衣信、讖偈を以て、汝に付嘱す。汝、当に太陽の宗風を継ぐべし、吾、世に住すること久しからず。宜しく善く護持して、此間に留まること無かるべし」遂に送りて途に登らしむ。とその代付の一部始終を記している。〔『投子青和尚語録』、享保十年刊本巻下—二九丁右左、いすれにせよ、投子が警玄の法を代付によつて嗣ぐことになり、洞上の法統を立て直して、更に大きな発展を遂げたことは確かである。〔原漢文〕若老師尊年、無人継嗣、即某甲当持此衣信、專淘択大器、以為劫外種草、庶正宗密旨流化不絶。明安忻然許之曰、它時得人出吾偈以為證。偈曰、陽広山頭草、憑君待偈焯。異苗翻茂處、深密固靈根。其末又批云、得法後潛衆十年、方可闡揚。今子應先師密記、乃眞法器也。吾今以太陽眞像、衣信、讖偈付嘱於汝。汝当統太陽宗風。吾住世不久、宜善護持無留此間。遂送登途。〕
- (5) 佐藤秀孝の「元代における曹洞宗宏智派の盛衰——東陵永興の洞山贊をめぐる——」(『曹洞宗宗学研究所紀要』第八号三一頁、一九九四年十月)を参照。ただ、代付というのは、禪宗史上において、極めて異例なことと言わざるを得ない。道元が師資相承に関しては、「面授」という重要性をよく強調している。

- (6) 鹿門自覚は、生卒年が不明(?!—一七?)であり、日本曹洞宗では、『天童山景德寺如浄禪師續語録』においてかつて誤つて天童如浄の法嗣としたが、現在では、一般に芙蓉道楷の法嗣として扱われる。しかし彼は元豊七(一〇八四、投子没後一年目)年に『投子青和尚語録』上、下二巻を編纂している。しかも義青が活躍した舒州の白雲山海會禪院と投子山勝因

- 禪院の語録も記しており、法孫とは考えられないのではなからうか。彼は「住上都左衛門方淨因禪院傳法比丘」と自称しているが、芙蓉道楷も後の二〇年後の崇寧三（一一〇四）年に淨因寺に勅住していたので、そうした年代等から考えてみると、自覚を道楷の弟子とするのは、ちよつと無理がある。寧ろ道楷の兄弟子と考えても不思議ではないと思う。よつて、私見では自覚は授子義青の法嗣ではないかと推測している。残念ながら自覚は塔銘、行状等残されておらず、その事跡はあまり知られていない。今『湖北金石志』卷十に載っているのは「鹿門燈禪師塔銘」があるが、これは道楷の法嗣の鹿門寺に住した法燈傳照のものである。したがつてあるいは「鹿門法燈」と「鹿門自覚」との混同ではなからうかと思われる。鹿門自覚の系は、青州辨、大明宝、玉山体、雪巖滿を経て、その五伝に万松行秀がある。行秀（一一六六―一二四六）の下には少林寺の雪庭福裕がいて、その下八世に宗鏡宗書（一一五〇―一一五六七）が、宗書の法嗣には廩山常忠（一一一四―一一五八八）がいて、そしてその下の無明慧經（曹洞宗寿昌派の祖）、永覚元賢、為霖道霈、恒濤大心等を経て、現在まで中国曹洞宗の法統として伝わっている。日本でも壽昌派東皐禪師心越興儔（一六三九―一六九六、恒濤大心の嗣）が渡来して、その一派は徳川光圀の護持を得て、水戸を中心として伝播していた。この鹿門自覚についての詳細は、今後の研究に譲る。
- (7) 大洪山の世代は、①報恩、②道楷、③守恭、④子淳、⑤善知、⑥慶預、⑦守遂である。
- (8) その時、大陽山の住持は石井修道博士の論著によると、おそらく報恩の弟子慶旦である。

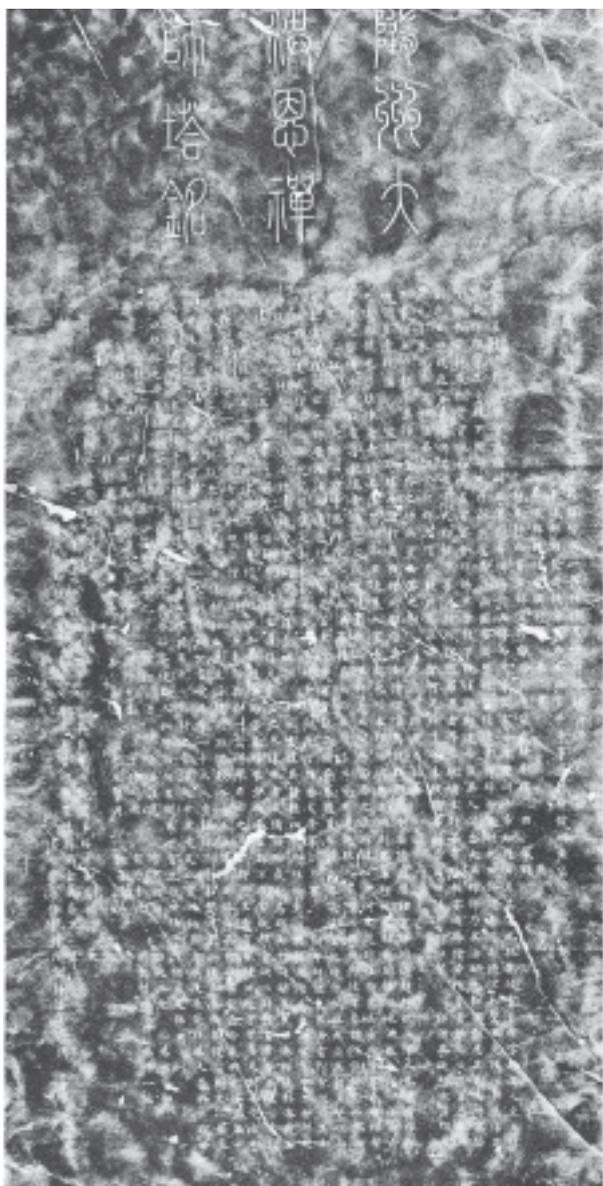


图1 随州大洪恩禅师塔铭

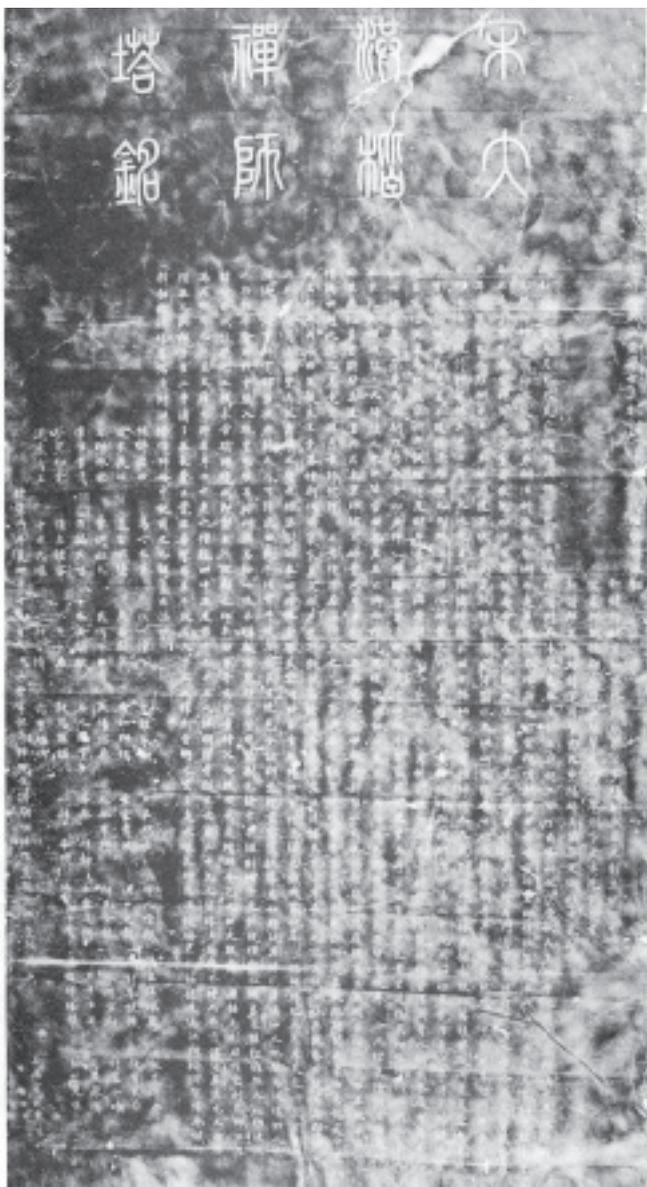


图2 宋大洪楷禪師塔銘



图3 大洪山十方纪